



2026 年 9 月 11 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ス タ ー ト ラ イ ン
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 西 村 賢 治
(コード番号: 477A 東証グロース市場)
問 合 せ 先 取 締 役 井 上 剛
(email:ir@start-line.jp)

2027 年 3 月期 第 1 四半期決算に関する質疑応答集

当社の 2027 年 3 月期第 1 四半期決算に関して、当社で想定していました質問及び発表以降に株主・投資家などの皆様からいただいたご質問及び当社からの回答をまとめましたので、以下のとおりお知らせいたします。本開示は市場参加者のご理解を一層深めることを目的としております。なお、ご理解いただきやすいよう、一部内容の加筆・修正を行っております。

ご参考資料：2027 年 3 月期 第 1 四半期決算説明資料は[こちら](#)
2027 年 3 月期 第 1 四半期決算説明動画（約 8 分）は[こちら](#)
株式会社スタートライン事業紹介動画（約 12 分）は[こちら](#)

I. 業績について

Q1. 1Q 営業利益が 104 百万円となり、上期計画 34 百万円に対して進捗率 301.7%となりました。業績は上振れているのでしょうか。

A1. 決算説明資料にも記載させていただいているとおり、第 2 四半期に計上を予定していた一部のフロー売上（採用支援、研修、コンサルティング、設備販売等）が第 1 四半期に前倒しとなったことが主な要因です。そのため通期業績予想は据え置きとしております。

Q2. 金利上昇に伴い、御社の業績に与えるインパクトを教えてください。

A2. 金利は日銀の政策金利引き上げの影響等により上昇しており、今後の拠点出店に伴う借入増加とあわせて、支払利息の負担は増加することを想定しております。一方で、売上拡大によるスケールメリットの創出や各種コスト削減に取り組むとともに、顧客のご理解を得ながら一定程度の価格改定も進めていることから、金利上昇による影響は十分に吸収可能であると考えております。

Q3. Diverse Village の収益構造は、BYSN や IBUKI と同様でしょうか。

A3. 基本的には同様であり、初期契約時のフロー売上とサービス利用料のストック売上から構成されております。出店にかかる初期投資コストは、初期契約時のフロー売上で概ね回収が可能です。

II. 事業全体について

Q4. 御社のビジネスモデルは、障害者福祉として国から報酬をいただいているのでしょうか。

A4. 当社の主事業である障害者雇用支援サービス事業は、ご利用いただく企業様からの売上で構成される BtoB のビジネスモデルであり、全売上高の 99%以上を占めております。障害者雇用支援サービス事業において、障害者本人、雇用する企業の中に立ち、サービスを提供しております。ご質問いただいた国から報酬をいただく障害者福祉事業も一部展開しておりますが、売上高に占める割合は、1%未満です。

Q5. 障害者雇用支援サービス事業において、雇用する企業（利用企業）、障害者本人、スタートラインの 3 者の関係性を教えてください。

前提として、利用企業と障害者は雇用関係にあります。利用企業が主体となり、障害者の採用を行い、雇用管理を行います。給料も利用企業から直接支払われます。その上で、3 者の関係性は次の通りです。

A5. 企 業：障害者の採用、雇用管理、成果物の有効活用、障害者のキャリア支援
障害者：雇用される企業との雇用契約に基づく業務遂行
当 社：利用企業と障害者の間に立ち、以下を提供

- ・サテライト型拠点等の環境構築支援
- ・利用企業にとって価値のある業務の提案
- ・支援員が常駐し、企業の人事担当者や管理者、障害者の伴走支援
- ・利用企業と連携を取り、障害者のスキルアップ、キャリアアップ支援

Q6. 自治体との行政連携の可否に伴う出店等への影響を教えてください。

A6. 当社は自治体との行政連携を前提に出店計画を立てておらず、行政連携の有無に関わらず事業を成立させられる体制を整えております。

III. 業界動向について

Q7. 2026 年 8 月 31 日の厚生労働省 労働政策審議会 障害者雇用分科会において、いわゆる「障害者雇用ビジネス」に関する制度見直し案が議論されましたが、分かりやすく解説してください。

A7. 一部メディアでは「規制」「届け出義務化」などの見出しで報道がなされておりますが、今回厚生労働省が示した事業者への届出制度、ガイドラインの整備、利用企業からの報告制度は、障害者雇用ビジネスそのものを否定することを目的としたものではなく、不適切な事例の排除や働く障害当事者の保護を図りながら、障害者雇用の質の向上と業界の健全化を進めることを目的として検討されているものです。また、今回公表された内容は厚生労働省事務局による制度見直し「案」であり、今後の労働政策審議会での議論や法案審査を経て具体的に制度化が検討される予定です。

Q8. 今回の審議会において、厚生労働省はどのような方向性を示したのでしょうか。

A8.

障害者雇用の質の向上の一環として、厚生労働省は、いわゆる「障害者雇用ビジネス」への対応として、当社のような障害者雇用ビジネス事業者に対しては事業開始時の届出制度の創設に加え、行政が利用実態を把握し、必要に応じて調査・指導・勧告を行うことができる仕組みの整備を進める方針を示しました。また、利用企業に対しては、障害者雇用状況報告（いわゆるロクイチ報告）において「障害者雇用ビジネス」の利用状況の報告を求めるほか、事業者及び利用企業向けのガイドラインを整備するなど、制度整備を進める方向性を示しています。

Q9. スタートラインは、今回の制度議論をどのように受け止めていますか。

A9.

障害者雇用の質の向上と業界の健全な発展に向けた議論であると前向きに受け止めています。今回の議論では、雇用主企業の主体的な関与や雇用責任の重要性が示されると共に、多くの企業において障害者雇用に関する専門的な知見や支援体制が十分ではなく、障害者の能力発揮につながる業務の開発や職場定着の支援に課題があることも指摘されています。

当社は、創業以来継続して「障害者が取り組む業務が、本当に雇用企業の役に立っているか」、「障害者が仕事を通して成長を実感できているのか」に重きを置き、雇用主企業の主体的な関与や雇用責任を前提としたうえで、障害者雇用促進法の趣旨に立脚し、障害者雇用の質を重視した事業展開を行ってまいりました。

一方で、同業他社の参入が進み業界が拡大する中、一部で不適切な事例も指摘されるようになりました。このような状況を踏まえ、業界全体の信頼向上や健全化を個社の自主的な取り組みだけで進めることには限界があると考え、2023年10月に当社が発起人となり同業他社5社と共に業界団体「一般社団法人日本障害者雇用促進事業者協会（以下、「促進協」）」を設立した経緯がございます。

今回、促進協を通して、第138回厚生労働省労働政策審議会障害者雇用分科会の関係団体ヒアリング（2026年5月27日開催）において、検討が進められている「ガイドライン策定案」や「代行ビジネスの是正」に関して意見書を提出させていただき、その意見書の内容が一定程度反映されている等、厚生労働省とも対話を重ねながら、障害者雇用の質の向上と業界の健全化に向けた取り組みを推進しております。

このような経緯からも、事業者に対して事業開始時の届出制度の創設に加え、行政が利用実態を把握し、必要に応じて調査・指導・勧告を行うことができる仕組みの整備を進めることは、利用企業、働く障害当事者、事業者それぞれの信頼向上と、業界の健全な発展につながるものと捉えております。

以上